

施設の点検及び助言に対する反映報告

令和5年6月5日

1 施設の概要

施設の名称	鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎
主たる建築物の用途	事務所
施設の地名地番	鳥取県米子市糶町1丁目160外
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> その他( )
階数	4階建て
延床面積(おおよそでも可)	3,669.77㎡
建築年月日(予定)	令和5年6月
点検・助言時の段階	計画中・設計中・ <b>工事中</b> ・運営中
点検・助言の実施時期	令和5年4月20日

2 施設の整備又は運営に助言を反映した事項

種別	助言の観点	概要	反映事項
整備	視覚障がい者への配慮	・ピクトサインは大きく表示し、床からの高さ135cm程度に設置すること。(視覚障がい者で、移動時の視線が低い方は、高い位置のピクトサイン等を認知できない。)	・一般男女トイレ入口、エレベーターのピクトサインはA4サイズ幅(20cm)→B4サイズ幅(26cm)へサイズ変更。 ・多目的トイレ自動ドアの車いすピクトサインはB6サイズ幅(12cm)→A3サイズ幅(30cm)へ変更。 ・高さは上端を210cmから200cmに10cm下げること、ピクトサインのサイズアップと併せて相対的に視点がかなり低くなるよう変更。(サインの前に人がいると見えなくなるためこれ以上低い位置への設置は不相当。)
		・各窓口の名称表示は低い位置に設置すること。(床面に各窓口の番号を表示する方法が望ましい。)	使用材料の関係で床面への表示は対応不可。鳥取県と米子市でカウンター上に表示する事で対応する。
		・手すりの上下端部は、段鼻又はスロープの始点から45cm程度まで延長すること。(新たな危険が生じない範囲内で)	現状で手すりを45cm延長するとはみだし部分が大きくなり危険。スロープ勾配等への影響もあり、設計当初から組み込んでおくことが必要な内容。工事の進捗状況により対応不可。
		・手すりの端部には点字を設け、階段等の始点であることを表示すること。	正面玄関スロープ部分の手摺に点字を設置する。(別添①参照)
		・手すり端部は、視覚障がい者が衝突する恐れがあることから、手すり先端を折り曲げるなどの安全性に配慮した形状とすること。	手摺の端部は折れ曲がった仕様としている。
肢体不自由者他への配慮		・一般トイレとバリアフリートイレの位置が離れている場合は、バリアフリートイレの位置を容易に認知できるよう、ピクトサインを大きく表示すること。	多目的トイレ自動ドアの車いすピクトサインはB6サイズ幅(12cm)→A3サイズ幅(30cm)へ変更する。
		・エレベーターの位置も同様に分かりやすく表示すること。	エレベーターの位置が分かりやすくなる様、エレベーターのピクトサインをA4サイズ幅(20cm)からB4サイズに幅(26cm)にサイズ変更する。

		<p>・トイレの内鍵はどのようなものか。使用中の有無や容易に操作できる形態とすること。</p>	<p>多目的トイレは自動ドアでもあり、室外より『開』ボタンを押すと扉が開き、入室出来る。室内側から『閉』ボタンを押すと、室外と室内側の『使用中』表示が点灯し、扉が閉まり電気錠が施錠される。トイレ使用中は室外から扉を開ける事は出来ない。室内側『開』ボタンを押すと、室内外『使用中』ランプが消灯し電気錠が開錠され、扉が開く。退出後、室外側『閉』ボタンを押すと、扉が閉鎖し、電気錠が施錠される。(別添②参照)</p> <p>又、一般男女トイレ内の車椅子で利用できるサイズの便房には床から 65cm と 132cm の位置に 2 箇所鍵を取付ける。</p>
		<p>・トイレ内の荷物掛けフックは、車いす使用者も利用し易い高さに設置すること。</p>	<p>荷物掛フックは、床面から 90cm と 160cm の高さに2か所取付ける。</p>
		<p>・腰掛便器に設ける L 型手すりの位置は水平部分を便座面からの高さ 25 cm 程度、垂直部分を便座前端から 25 cm 程度離れた位置に設けること。また、L型手すりの寸法は、縦横共に 75cm以上とすること。</p>	<p>腰掛便器のL型手摺の位置は水平部分を便座面から 22cm、垂直部分を便座前面から25cm の位置とする。(別添③参照)</p> <p>設置予定の L 型手摺の外寸法は 73cm×73cm 程度のものとしている。(別添③参照) いずれも概ね要望通りの仕様となっている。</p>
		<p>・バリアフリートイレの紙巻き器は、L型手すりの上下に配置する等、施設利用者の様々なニーズを確認するなど配慮した高さに設置すること。</p>	<p>L 型手摺の上下に 1ヶ所ずつ、計2か所取付ける仕様に変更する。(別添③参照)</p>
	子育て世代への配慮	<p>・車いす簡易便房内に設けるベビーチェアは腰掛便器の近傍に設置すること。</p>	<p>1階多目的トイレは腰掛便器の近傍に設置する。2階及び3階の多目的トイレはスペースの都合上、対応不可。一般男女便所のベビーチェア(6か所)は全て腰掛便器の近傍設置に変更する。(別添④参照)</p>
	高齢者等への配慮	<p>・各窓口に設ける来客用の椅子には背もたれを設けること。</p>	<p>鳥取県と米子市の調達仕器にて対応する。</p>
	その他	<p>・一般便房の出入口の有効幅員は、65 cm以上とすることが望ましい。</p>	<p>設計幅員は 60cm であるが、設計通りの仕様で製作に入っており、変更対応不可。</p>
		<p>・一般便房(奥行 160 cm程度)が内開き戸の場合は、利用者が便房内で倒れた時等に倒れた利用者の体が障害となる恐れがある。よって、利用者に配慮し外開きが望ましい。(外開きであることを利用者にわかるよう表示)</p> <p>若しくは、廊下部分を取込み便器前のスペースにゆとりある広さを確保し戸の開閉動作に支障がないようにすることが望ましい。</p>	<p>一般便房の扉は通常時は内開きだが、非常時には外部より開錠し、かつ扉が外側へ開く設計となっている。</p>

施設の点検及び助言に対する反映報告

令和5年7月7日

1 施設の概要

施設の名称	鳥取県西部犬猫センター
主たる建築物の用途	畜舎（保健所、動物愛護施設）
施設の地名地番	米子市皆生温泉3丁目18-3
構造	■木造 □鉄骨造 □RC造 □その他（ ）
階数	平屋建て
延床面積（おおよそでも可）	250.89㎡
建築年月日	令和5年9月
点検・助言時の段階	計画中 ・ <b>設計中</b> ・ 工事中 ・ 運営中
点検・助言の実施時期	令和5年5月24日

2 施設の整備又は運営に助言を反映した事項

種別	助言の観点	概要	反映事項
整備	建築（歩車分離等）	・車の進入経路と、視覚障がい者の誘導ブロック経路が重複しない計画とすること。	進入口について開口を6mから8mに広げて、歩行者と車の経路が分かれる幅に変更。
	車いす使用者他（車いす使用者用駐車場等）	・車いす使用者用駐車場は、建物の玄関に近接した位置に設けること。	車いす使用者用駐車場を建物に隣接した玄関近くの位置に変更。
	視覚障がい者他（サイン、トイレ等）	・ピクトサインは15cmでは小さい、より大きく表示すること。	ピクトサインを15cmよりも大きいものに変更。
		・ピクトサインには文字を併記し、凹凸により触知可能なサインや文字とすること。	ピクトサインを凹凸のあるものに変更。
		・トイレの各種設備、床、壁、サインは、色のコントラストが明確なものとする。	トイレの各種設備については、色のコントラストをつける。
	高齢者他（トイレ等）	・男女トイレ内にL型手すりを設けること。（半身まひ等の方が利用できるように、バリアフリートイレは右側に男女トイレはそれぞれ左側にL型手すりを設置することで、どちらにも対応が可能となる）	男女トイレ内にL型手すりを設置。 また、多目的トイレは両側に手すりを設置。
	内部障がい者他（オストメイト設備）	・オストメイトパックの近くに服・荷物掛け用のフックを3つ以上設けること。	多目的トイレのオストメイトパック横に荷物掛け用のフックを3つ設置。
・オストメイトパックに近接した位置にフィッティングボードを設置すること。		多目的トイレのオストメイトパックの隣壁面に折り畳み式フィッティングボードを設置。	
聴覚障がい者他（回転灯、案内等）	・聴覚障がい者への緊急情報の伝達のための設備（回転灯等）を案内設備付近だけでなく、トイレ、研修室、猫展示室にも整備すること。	回転灯をトイレに設置を検討（猫展示室はスタッフが同席する場合しか使用しないため、緊急情報はスタッフから	

			伝達する)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>筆談マークや手話マークを総合案内等で表示すること。</li> </ul>	総合案内に筆談マーク及び手話マークを表示する。
子育て世代等（子ども用便座、洗面台）		<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども用便座（可搬）を設け、設置されている場所が分かるように、サインを表示すること。</li> </ul>	各トイレに子供用便座（可搬）を設置する。また、設置場所には表示を行う。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや低身長の方が利用しやすいよう、洗面台のうち1台は低い高さに設けること。</li> </ul>	子どもや低身長の方が洗面所使用の際に使える台を準備し、希望される方に貸し出せるようにする。（台の常設は踏く危険性があるため行わない）

施設の点検及び助言に対する反映報告

令和5年9月13日

1 施設の概要

施設の名称	(仮称) 道の駅北条公園
主たる建築物の用途	道の駅、公衆便所
施設の地名地番	東伯郡北条町国坂1525-92ほか
構造	■木造 ■鉄骨造 □RC造 □その他( )
階数	平屋建て
延床面積(おおよそでも可)	約1,700㎡
建築年月日(予定)	令和5年9月
点検・助言時の段階	計画中 ・ <u>設計中</u> ・ 工事中 ・ 運営中
点検・助言の実施時期	令和5年5月24日

2 施設の整備又は運営に助言を反映した事項

種別	助言の観点	概要	反映事項
整備	視覚障がい者他 (スロープ手すり)	・手すりの上下端部は、スロープの始点から30cm程度まで延長すること。スロープの手すりは両側に設けること。	・手すりを設置する場合は、左記を反映させたものとする。
	視覚障がい者他 (サイン等)	・ピクトサインは大きく表示し、床からの高さ135cm程度に設置すること。(視覚障がい者で、移動時の視線が低い方は、高い位置のピクトサイン等を認知できない。)	・対応する。
		・サインや案内板は、コントラストをつけること。	・対応する。
		・トイレの配置を示す案内板は、個室内の設備や機能について表記し、凹凸により触知可能なものとする。	・対応する。
		・南エリア主入り口である風除室1付近に総合案内板を設けること。	・風除室1付近に呼び出しボタンを設置し、総合案内板へ案内する。
	視覚障がい者他 (ガラスドア等、経路)	・自動ドア等のガラスに衝突防止のマークを設けること。	・対応する。
		・南エリアの道等から物販店及びレストランの出入口まで、誘導ブロック等を敷設し、視覚障がい者が安全に通行できる経路を計画すること。	・道等からトイレ及び物販店の出入口までの経路について、誘導ブロック等を敷設する計画としている。 ・一方で、物販店の出入口からレストランの出入口までの経路は、レストランに至る屋根付きスペースを屋外売場として活用する計画があり、誘導ブロックを設置

			しても視覚障がい者の安全な通行を確保することが難しいため、誘導ブロックは敷設しない。このため、風除室1付近に設置する呼び出しボタンにより、レストランへの案内を行うこととする。
	内部障がい者他 (オストメイト設備)	・オストメイト用設備の近くに服・荷物掛け用のフックを3つ以上設けること。	・対応する。
		・フィッティングボードは、オストメイト用設備に近接した位置に設置し、鏡を設けること。	・対応する。
	福祉 (貸出用車いす)	・貸出用車椅子を配備し、車いすが貸出し可能であることや、配置場所について分かりやすく掲示すること。	・対応する。
	子育て世代 (子ども用便座等)	・子ども用便座(可搬)を設け、設置されている場所が分かるように、サインを表示すること。	・対応する。
		・便房内の施錠は、2箇所設け、1箇所は子供の届かない位置に設けること。	・対応する。
	高齢者他 (車いす使用者用駐車場)	・北エリアのトイレ前の車いす使用者用駐車場の台数を2台以上とするか、別途ハートフル駐車場を整備すること。	・対応する。
運営	視覚障がい者他 (情報発信等)	・情報発信コーナーやHP等での情報発信(映像等含む)においては、音声読上げ、色のコントラストに配慮した表示、字幕等に対応したものとすること。	・指定管理者と協議の上、対応する。
	視覚障がい者他 (補助犬の同伴)	・施設内への補助犬の同伴を認めることが望ましい。	・指定管理者と協議の上、対応する。

施設の点検及び助言に対する反映報告

令和5年10月2日

1 施設の概要

施設の名称	青谷かみじち史跡公園展示ガイダンス施設
主たる建築物の用途	博物館（青谷かみじち史跡公園の案内施設）
施設の地名地番	鳥取市青谷町吉川17
構造	■木造 □鉄骨造 ■RC造 □その他（ ）
階数	ガイダンス棟：平屋建て 重要文化財棟：3階建て
延床面積（おおよそでも可）	2,042㎡
建築年月日	令和5年2月
点検・助言時の段階	計画中 ・ 設計中 ・ <b>工事中</b> ・ 運営中
点検・助言の実施時期	令和5年5月24日

2 施設の整備又は運営に助言を反映した事項

種別	助言の観点	概要	反映事項
整備	視覚障がい者 他（サイン等）	① ピクトサインは大きく表示し、床からの高さ135cm程度に設置すること。（視覚障がい者で、移動時の視線が低い方は、高い位置のピクトサイン等を認知できない。） ② エレベーターのボタンは、コントラストをつけ、視認性を高くすること。 ③ 誘導ブロックは床面とのコントラストをつけること。	① 設置済のピクトサインについて、当事者の利用状況を確認し、令和7年度までに設置を検討。 ② 福祉団体との協議を経て視認性を高いものを設置済み ③ 視覚障がい者団体と協議の上で設置済み
	車椅子利用者 他（動線等）	④ 展示スペースの通路幅は、1.5m以上確保すること。（人と車椅子使用者がすれ違える寸法）	④確保済み
	高齢者他（ボタン、サイン、家具等）	⑤ トイレの洗浄ボタンは、高齢者でも分かりやすいように文字で大きく表示すること。 ⑥ トイレ等の案内は、ピクトサインだけではなく、大きく文字でも表示すること。 ⑦ 車いす利用者用駐車場の近くには、ベンチを設置すること。 ⑧ ソファ等は転倒防止のために背もたれのあるものを設置すること。	⑤洗浄ボタンをウォッシュレットボタンから独立させた上で、色のコントラストをつけた分かりやすいボタンを設置済み。 ⑥開館後に利用状況をみて令和7年度までに設置を検討 ⑦設置を検討中。 ⑧館内のソファには背もたれはないが、一部を壁面に接して設置するなど、転倒防止に配慮する。
	内部障がい者 他（オストメイト設備）	⑨オストメイト用設備の近くに服・荷物掛け用のフックを3つ以上設けること。	⑨現在フックは、2つ設置済みのため、令和5年度に1つの追加設置対応ができないか検討中。
運営	聴覚障がい者 他（フラッシュライト、案内等）	⑩ 筆談マークや手話マークを総合案内等で表示すること。	⑩ 指定管理と協議の上表示を行う予定。

	視覚障がい者 他（展示等）	⑪ 映像展示は、音声解説を利用できるよう整備すること。 ⑫ 手で触れて鑑賞できる展示も設けること。	⑪ 人的サポートで対応する。 ⑫ ハンズオン展示を複数設置。
検討	車椅子利用者 他（動線等）	⑬ スロープの途中に踊り場を設けること。（車椅子利用者等が一時休憩できるようにする。）	⑬ 鳥取県福祉のまちづくり条例の施設整備の基準に沿って設置済み。

施設の点検及び助言に対する反映報告

令和6年1月9日

1 施設の概要

施設の名称	水木しげる記念館
主たる建築物の用途	美術館
施設の地名地番	境港市本町5
構造	□木造 ■鉄骨造 □RC造 □その他( )
階数	2階建て
延床面積(おおよそでも可)	1,680㎡
建築年月日(予定)	令和5年6月
点検・助言時の段階	計画中 ・ <b>設計中</b> ・ 工事中 ・ 運営中
点検・助言の実施時期	令和5年3月28日

2 施設の整備又は運営に助言を反映した事項

種別	助言の観点	概要	反映事項
整備	視覚障がい者他(階段手すり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>階段の手すりは、踊り場も含めて両側に設置し、踊り場と連続させるとともに、手すりの上下端部は、段鼻から延長させ、端部は、点字を表示し、形状を壁側に折曲げた形状又は壁に接地させること。</li> <li>手摺り端部及び段鼻には、コントラストをつけて識別しやすくすること</li> </ul>	<p>手摺は両側に設置し手摺端部には壁面側に折曲げし点字を表示します。</p> <p>手摺端部及び段鼻にはコントラストを付けます。</p>
	視覚障がい者他(便所)	男女別の便所は、出入口の三方枠に男女別の配色とし、識別しやすくするとともに、サイン表示をA4又はB5サイズ以上として、床からの高さ135cm程度に設置すること。(Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインを参照)	男女別の出入口は男女別の配色、サイン表示はB5サイズとし、高さ135cm程度に設置します。
	子育て世帯(便所)	便房内の施錠は、2箇所設け、1箇所は子供の手の届かない位置に設けること。	バリアフリートイレには施錠を2ヶ所設け、子供の手の届かない位置にも設置します。
	子育て世帯(便所)	便所の洗面台は、子供が使用できる高さの洗面台を設置すること。	子供が使用出来る洗面台を男女1ヶ所設置します。
	視覚障がい者(玄関ガラス戸)	玄関が透明ガラスであるため、衝突防止シールなどでガラスを識別できるようにすること。	衝突防止シールを貼り付けます。
	視覚障がい者(避難ルート)	避難経路は、利用者が識別できるように経路を表示し、誘導灯の掲示は、カラーユニバーサルデザインを考慮すること。	避難経路は、利用者が識別できるように誘導灯を設置します。
運営	視覚障がい者他(展示物の説明)	視覚障がい者が展示を鑑賞できるようアートコミュニケーター等の人材育成・活用、育成が望ましい。(境港妖怪検定の合格者などが案内・説明できるとよい。)	人材育成及び境港妖怪検定合格者の活用をしていきます。
	車いす利用者他(2階からの避難)	停電すると2階から避難できないので、施設運営において、非常時対応のため避難訓練を定期に実施すること。(施設職員、車いす利用者を避難させる方法を経験する等)	避難訓練を定期的に行います。